占 用 物 件		単位	占用料(円)	備考
	第1種電柱		690	
	第2種電柱		1,100	占用物件た る電柱、電
	第3種電柱		1,400	
	第1種電話柱	1本につき1年	620	又は支柱の占用料は、
	第2種電話柱		990	徴収しない。
	第3種電話柱		1,400	
法第32条第 1項第1号に	その他の柱類		62	
掲げる工作物	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルに	6	
	地下に設ける電線その他の線 類	つき1年	4	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	600	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき1 年	370	
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき1年	1,200	
	郵便差出箱及び信書便差出 箱	11個に 261年	520	
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき1 年	1,600	
	家屋その他これに類する工作 物	占用面積1平方 メートルにつき1	620	
	その他のもの	年	1,200	

	占 用 物 件	単位	占用料(円)	備考	差額
	第1種電柱		650		△ 40
	第2種電柱		1,000		△ 100
	第3種電柱		1,400	占用物件たる電柱、電	0
	第1種電話柱	1本につき1年	580	話柱を支え ている支線 又は支柱の	△ 40
	第2種電話柱		930	とは文任の 占用料は、 徴収しない	△ 60
	第3種電話柱		1,300	川致収しない	△ 100
法第32条第 1項第1号に	その他の柱類		58		$\triangle$ 4
掲げる工作物	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルに	6		0
	地下に設ける電線その他の線 類	つき1年	4		0
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	570		△ 30
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき1 年	350		△ 20
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき1年	1,200		0
	郵便差出箱及び信書便差出 箱	11個に731十	490		△ 30
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき1 年	900		△ 700
	家屋その他これに類する工作 物	占用面積1平方	580		△ 40
	その他のもの	メートルにつき1 年	1,200		0

占 用 物 件			単	位	占用料(円)	備考
	外径が0.07	メートル未満のもの			26	
	外径が0.07 メートル未満			37		
法第32条第 1項第2号に 掲げる物件	外径が0.1メ メートル未満	ートル以上0.15 fのもの			56	
ן נאנים. ניונפיו	外径が0.152 メートル未満	メートル以上0.2 iのもの			74	排水管、各
	外径が0.2メ トル未満のも	ートル以上0.3メー	長さ1メー つき1年	トルに	110	びかんがい 施設の占用
	外径が0.3メ トル未満のも	ートル以上0.4メー			150	料は徴収しない。
	外径が0.4メ トル未満のも	ートル以上0.7メー			260	戸引込管及 びかんがい 施設の占用 料はで ない。 Aは、土 (世のの 類似の
	外径が0.7メ ル未満のもの	ートル以上1メート			370	
	外径が1メー	トル以上のもの			740	
法第32条第 設	1項第3号及び	バ第4号に掲げる施			1,200	
	地下街及び 地下室	階数が1のもの			Aに0.004を 乗じて得た 額	
		階数が2のもの			Aに0.006を 乗じて得た 額	
法第32条第 1項第5号に 掲げる施設	質第5号に		占用面積1平方 メートルにつき1 年		Aに0.008を 乗じて得た 額	似の土地の 時価を表
	通路	上空に設けるもの			800	す。
		地下に設けるもの			480	
		その他のもの			370	
	その他のもの	)			1,200	マンホール、 暗きょ等

占 用 物 件		件	単	位	占用料(円)	備考	差額
	外径が0.07>	メートル未満のもの	長さ1メー	トルに	25		△ 1
)	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの		つき1年		35		△ 2
法第32条第 1項第2号に 掲げる物件	外径が0.1メ メートル未満	ートル以上0.15 のもの			53		△ 3
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	外径が0.15> メートル未満	メートル以上0.2 iのもの			70	排水管、各 戸引込管及	△ 4
	外径が0.2メ トル未満のも	ートル以上0.3メー の			110	びかんがい 施設の占用	0
	外径が0.3メ トル未満のも	ートル以上0.4メー			140	料は徴収しない。	△ 10
	外径が0.4メ トル未満のも	ートル以上0.7メー			250		△ 10
	外径が0.7メ ル未満のもの	ートル以上1メート O			350		△ 20
	外径が1メー	トル以上のもの			700		△ 40
法第32条第 設	1項第3号及び	バ第4号に掲げる施			1,200		0
	地下街及び 地下室	階数が1のもの			Aに0.005を 乗じて得た 額	A Pよいに体密	0.001
		階数が2のもの			Aに0.008を 乗じて得た 額	Aは、近傍類 似の土地の 時価を表	0.002
法第32条第 1項第5号に 掲げる施設		階数が3以上のもの	占用面積 メートル 年		Aに0.01を 乗じて得た 額	<i>.</i> <b>.</b> .	0.002
14,17 372,57	通路	上空に設けるもの			450		△ 350
	力	地下に設けるもの			270		△ 210
		その他のもの			350		△ 20
	その他のもの	)			1,200	マンホール、 暗きょ等	0

占 用 物 件			単 位	占用料(円)	備考
法第32条第 1項第6号に	祭礼、縁日るし、一時的に	その他の催しに際 こ設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき1 日	16	
掲げる施設	その他のもの	)	占用面積1平方 メートルにつき1 月	160	
	看板(アー チであるも	一時的に設けるもの	表示面積1平方 メートルにつき1 月	160	
	かであるものを除く。)	その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき1 年	1,600	
	標識		1本につき1年	990	
道路法施行令(昭和27	旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	1本につき1日	16	
年政令第 479号。以 下「政令」と		その他のもの	1本につき1月	160	
いう。)第7 条第1号に 掲げる物件	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	その面積1平方 メートルにつき1 日	16	
		その他のもの	その面積1平方 メートルにつき1 月	160	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,600	
		その他のもの	1座に 201万	800	
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び 同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方	160	
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び 同条第5号に掲げる施設			メートルにつき1 月	120	

	占用物	件	単 位	占用料(円)	備考	差額
法第32条第 1項第6号に	し、一時的に放けるもの		占用面積1平方 メートルにつき1 日	9		△ 7
掲げる施設	その他のもの	)	占用面積1平方 メートルにつき1 月	90		△ 70
	看板(アー	一時的に設けるもの	表示面積1平方 メートルにつき1 月	90		△ 70
	チであるも のを除く。)	その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき1 年	900		△ 700
	標識		1本につき1年	930		△ 60
道路法施行令(昭和27	旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	1本につき1日	9		△ 7
年政令第 479号。以 下「政令」と		その他のもの	1本につき1月	90		△ 70
いう。)第7 条第1号に 掲げる物件	幕(政令第7条第4号に掲げる工事	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	その面積1平方 メートルにつき1 日	9		△ 7
	用施設であ るものを除 く。)	その他のもの	その面積1平方 メートルにつき1 月	90		△ 70
	アーチ	車道を横断するも の	1基につき1月	900		△ 700
		その他のもの	1座に 201万	450		△ 350
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方	1200			
政令第7条第	政令第7条第3号に掲げる施設		メートルにつき1 年	Aに0.034を 乗じて得た 額	Aは、近傍類 似の土地の 時価を表 す。	

	占用物件	単位	占用料(円)	備考
政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第	建築物		Aに0.014を 乗じて得た 額	
7号に掲げ る施設及び 自動車駐車 場	その他のもの		Aに0.01を 乗じて得た 額	Aは、近傍類
政令第7条 第8号に掲 げる応急仮	上空、トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるもの	ト田で鎌いでも	Aに0.014を 乗じて得た 額	AIは、近傍類似の土地の時価を表す。
設建築物	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき1 年	Aに0.025を 乗じて得た 額	
政令第7条第	政令第7条第9号に掲げる器具		Aに0.025を 乗じて得た 額	
政令第7条 第10号及び 第11号に掲	上空、トンネルの上又は高速 自動車国道若しくは自動車専 用道路(高架ものに限る。)の路 面下に設けるもの		Aに0.014を 乗じて得た 額	
げる施設	その他のもの		Aに0.025を 乗じて得た 額	
その他のもの		占用物件の種類ごとに市長が 別に定める額		

	占用物	件	単位	占用料(円)	備考	差額
		占用面積1平方 メートルにつき1	90			
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び 同条第7号に掲げる施設			月	120		
トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの			Aに0.019を 乗じて得た 額			
	上空に設けるもの			Aに0.024を 乗じて得た 額		
政令第7条 第8号に掲	地下(トンネ ルの上の地 下を除く。) に設けるも	階数が1のもの	5 上用面積1平方 メートルにつき1 年 A 乗	Aに0.005を 乗じて得た 額	Aは、近傍類 似の土地の 時価を表 す。	
第8号に掲げる施設		階数が2のもの		Aに0.008を 乗じて得た 額		
		階数が3以上のも の		Aに0.01を 乗じて得た 額		
		その他のもの		Aに0.034を 乗じて得た 額		
政令第7条 第9号に掲	建築物			Aに0.019を 乗じて得た 額		
第9号に掲 げる施設	その他のもの	その他のもの		Aに0.014を 乗じて得た 額		

	占用物件	単 位	占用料(円)	備考	差額
政令第7条 第10号に掲 げる施設及 び自動車駐 車場	建築物		Aに0.024を 乗じて得た 額		
	その他のもの		Aに0.014を 乗じて得た 額		
政令第7条 第11号に掲 げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの		Aに0.019を 乗じて得た 額		
	上空に設けるもの		Aに0.024を 乗じて得た 額	Aは、近傍類 似の土地の 時価を表 す。	
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき1 年	Aに0.034を 乗じて得た 額		
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を 乗じて得た 額		
	トンネルの上又は高速自動車 国道若しくは自動車専用道路 (高架ものに限る。)の路面下に 設けるもの		Aに0.019を 乗じて得た 額		
政令第7条 第13号に掲 げる施設	上空に設けるもの		Aに0.024を 乗じて得た 額		
	その他のもの		Aに0.034を 乗じて得た 額		
その他のもの		占用物件の種類 別に定める額	ごとに市長が		